

# 固定資産に関するお知らせ

▷問い合わせ 課税係 (☎223-3534)

## 令和8年度の固定資産税課税資産明細書・納税通知書を発送

4月中旬に固定資産税課税資産明細書と納税通知書を発送します。

- ▷固定資産税の納期限 第1期(5月) = 6月1日(日)、第2期(7月) = 7月31日(金)  
第3期(12月) = 12月25日(金)、第4期(2月) = 令和9年3月1日(日)
- ▷口座振替 口座振替の納付日は、各納期月の25日(土日祝日の場合は、翌金融機関営業日)です。
- ▷納付書納付 複数の納付方法がありますので、納税通知書に同封のチラシを確認してください。

## 固定資産の縦覧・閲覧を行います

- ▷とき 4月1日(日)～6月1日(日)(土日祝日を除く)・午前8時30分～午後5時15分
- ▷ところ 税務課窓口
- ▷持ってくるもの ①納税通知書または課税資産明細書  
②本人を証明できるもの(運転免許証、マイナンバーカードなど)

### 【縦覧】

- ▷確認できること 土地=所在・地番・地目・地積・価格  
家屋=所在・家屋番号・構造・種類・建築年・床面積・価格
- ▷縦覧できる人 納税者<sup>(※1)</sup>、納税者の委任を受けた人(委任状が必要)、納税管理人、相続人  
(※1) 町内にある土地、家屋の固定資産税の納税者。免税点未満で固定資産税が課税されていない土地・家屋の所有者は納税者とはなりません。

### 【閲覧】

- ▷確認できること 固定資産税課税台帳の内容
- ▷閲覧できる人 納税義務者、納税義務者の委任を受けた人(委任状が必要)、納税管理人、相続人、借地人・借家人(賃貸契約書など権利を証明できるものが必要)
- ▷閲覧手数料 縦覧期間中は無料(写しの手数料は1枚10円)、期間終了後は1件につき300円
- ▷注意事項 固定資産税課税台帳を閲覧しなくても、納税義務者へ送付する課税資産明細書で、物件ごとの評価額などが確認できます。

## 生活保護受給者で固定資産を所有している人は申請を

生活保護を受給している人は、固定資産税の減免の対象となります。対象の人には申請書を送付しますので、申請期限の6月1日(日)までに必ず手続きを行ってください。

※納期限を過ぎた期の固定資産税は減免できませんので、注意してください。

## 年金所得者で確定申告をしなかった皆さんへ

▷問い合わせ 課税係 (☎223-3534)

所得税の確定申告をしなかった場合で、次の①に当てはまるときは住民税の申告が必要です。また、②に当てはまるときは住民税の申告をすると、住民税が減額になる場合があります。



- ① 公的年金以外の収入(給与、報酬、個人年金、生命保険の満期返戻金など)がある場合
- ② 「公的年金などの源泉徴収票」に記載されている控除以外の扶養控除、社会保険料控除(国民健康保険税、国民年金など)、生命保険料控除、寡婦控除、医療費控除などの各種控除の適用を受けるとき

令和8年度の申請を受け付けます

# 障がい者 福祉タクシー料金補助事業 介護用品給付サービス事業



▷問い合わせ 障がい者・生活支援係 (☎223-3530)

項目	福祉タクシー料金補助事業	介護用品（紙おむつ）給付サービス事業
対象	<p>○在宅で生活している人で、身体障害者手帳1級・2級、精神障害者保健福祉手帳1級・2級、療育手帳A、特定医療費（指定難病）受給者証を持っている人</p> <p>○前年度の町民税が非課税の人（対象者が未成年のときは、扶養義務者が非課税の場合）</p> <p><b>【対象外】</b></p> <p>×施設に入所または病院などに入院している人</p> <p>×身体障害者手帳の再認定の期日までに認定を受けていない人</p> <p>×療育手帳の再判定の期日までに判定を受けていない人</p> <p>×精神障害者保健福祉手帳の有効期限が切れている人</p>	<p>○在宅で生活している65歳未満の人で、身体障害者手帳1級・2級、療育手帳Aを持っていて、日常生活上、常時介護を要し、紙おむつなどを必要とする人</p> <p>○町民税が非課税の人（対象者が未成年のときは扶養義務者が非課税の場合）</p> <p><b>【対象外】</b></p> <p>×施設に入所または病院などに入院している人</p> <p>×高齢者などの介護用品給付サービスの受給者</p> <p>×生活保護またはほかの制度による同様のサービス受給者</p> <p>×介護保険または障害福祉サービスで宿泊の短期入所サービスを、月15日以上利用するとき</p>
内容	<p>芦屋町福祉タクシー利用券を交付</p> <p>・年間で基本料金の24回分（じん臓機能障がい者は72回分）</p> <p>※申請書への記入は、原則本人によるものに限ります（ただし、本人による記入が難しい場合は代筆でも可）。</p> <p>※申請日に対象要件の確認がとれた人は当日交付を行います。</p> <p>※代理人による申請の場合、申請日当日にチケットを受け取れない場合があります。</p>	<p>給付限度額まで、紙おむつを自己負担1割で対象家庭に配布</p> <p>※限度額を超えた場合、超過分は全額自己負担となります。</p> <p>・町民税非課税世帯の人の給付限度額＝月額6000円</p> <p>・町民税課税世帯で、対象者が町民税非課税の場合（対象者が未成年のときは扶養義務者が非課税の場合）の給付限度額＝月額3000円</p> <p>※給付は、決定した日の翌月分からです。</p>
申請	<p>福祉課窓口申請書を提出してください。</p> <p>※障害者手帳または特定医療費（指定難病）受給者証が必要です。</p> <p>※令和7年1月1日時点で、芦屋町に住民票がなかった転入者は、前住所地発行の非課税証明書が必要です。</p> <p>※申請時、令和7年度（令和6年分収入）の税の確認をします。</p> <p>申告していない人は申告してください。</p>	
受付	<p>4月1日頃から</p> <p>※申請書は3月23日頃から福祉課窓口で配布しています。また、町のホームページからもダウンロードできます。</p>	<p>随時</p>   <p>障がい者各種福祉サービス</p>